



庄原市まちづくり応援補助金のご案内

庄原市まちづくり基本条例にもとづき、参画と協働による市民が主役のまちづくりを推進するとともに、まちづくり活動に対する機運の醸成、啓発を図るため、市民団体の公益的なまちづくり活動に対して補助金を交付します。



◆ 補助対象となる団体

対象となる団体は、以下の項目全てに該当する団体となります。

- 市内に活動拠点があり、市内で活動をする団体（活動予定も含む）
- 市内に在住・勤務・在学する者5人以上で構成されている団体
- 庄原市市民活動団体登録制度[※]に登録している団体（補助金申請と同時に登録可）

※庄原市市民活動団体登録制度とは

庄原市で活動中の市民活動団体の情報を広く公開することで、団体の活動のPRや他団体等と連携し、まちづくりを進めるための制度です。

■ 団体登録をすると・・・

登録された団体情報を市ホームページ等に掲載、活動促進に役立つ情報の提供、公共施設での情報掲示、行政回覧の利用可能、など。

■ 団体登録をするには・・・

登録申請書と団体の規約や会則等を自治定住課または各支所総務室へ提出

◆ 補助対象となる事業

対象となる事業は、自由な発想やアイデアを大切にした特色ある活動で、次の項目全てに該当するものです。

- 公益性を有すること[※]
※社会一般のためになる公共の利益となる活動で、不特定多数の方へ参加機会が開かれているもの。
- 団体の設立目的や理想を実現するために、新しく始める事業や発展的な取組みとして実施する事業
- 市内で実施する事業、または市内に事業効果が広まることが期待できる事業
- 令和3年度中に完了する事業

◆ 申請受付

受付期限：令和3年5月31日（月）必着

（ 事業・手続き等についての事前のご相談も自治定住課にて受け付けております ）

◆ 補助金の内容

補助金の内容については次のとおりです。

	市民活動団体	学生を中心に構成する団体 (構成員の7割以上が学生である団体)
1団体あたりの補助金の額	補助対象経費から当該事業に係る収入を差し引いたものの4/5以内 (上限100万円)	補助対象経費から当該事業に係る収入を差し引いたもの (上限30万円)
補助制限	同一年度内において1団体1回限り	
補助対象経費	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料・賃借料、委託料、備品購入費、その他市長が認める経費 ※備品購入費、委託料については補助対象経費の1/2以内とする	
補助の対象にならないもの	団体の事務所等を維持するための経費、経常的な活動に要する経費、構成員による会合の飲食費、構成員に対する人件費、謝礼等、その他市長が適当でないと認める経費	

補助金額において1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

◆ 審査

補助事業の決定にあたり、申請書の書類審査後、審査会を開催し、プレゼンテーションによる審査を行います。

令和3年度の審査会は6月中旬を予定しています。

◆ 事業報告

補助金の採択を受けた団体は、補助事業を実施した翌年度に市が開催する事業報告会において、採択事業の実施状況・効果について登壇発表をしていただきます。

【お問い合わせ・申請先】

庄原市企画振興部 自治定住課 自治振興係

〒727-8501 庄原市中本町一丁目10-1

TEL:(0824)73-1209 FAX:(0824)72-3322

E-mail:jichi@city.shobara.lg.jp

制度についてのご質問など、お気軽にご相談ください。

